序論

序論

- ●1 地域公共交通計画の意義
- 3 府中市地域公共交通計画の全体像
- 2 府中市地域公共交通計画の概要

上位計画と国・東京都の方針

- 1 府中市の上位計画における都市像
- ●2 国・東京都の地域公共交通に関する方針

府中市の地域公共交通の現状

- 1 府中市の概況
- ●3 コミュニティバス事業の評価・検証
- 2 地域公共交通の現状
- ●4 市民の移動実態

府中市の地域公共交通の問題点と課題

- 1 府中市の地域公共交通の課題
- 2 問題点と課題
 - (1) 市中心部への移動に関する問題点と課題
- (2) 地区内の移動に関する問題点と課題
- (3) 地区間・市内外への移動に関する問題点と課題(4)公共交通の利用環境に関する問題点と課題

基本的な方針

●1 府中市地域公共交通計画の基本的な 方針

誰もが自由に移動ができる

- ・交通弱者の移動が確保された公共交通
- ・若者や子育て世代も移動しやすい公共交通
- ・来訪者も円滑に移動できる公共交通

まちづくりと連携した

- ・福祉や観光などの他分野と連携した公共交通
- ・まちの変化や新たな拠点と連携した公共交通
- ・デジタル技術の発展と連携した公共交通

持続可能な地域公共交通

- ・財政負担が適正化された公共交通
- ・市民、事業者等と協働でつくる公共交通
- ・脱炭素社会の実現に寄与する公共交通
- 2 本市の地域公共交通のあるべき姿の イメージ

■目標・評価指標

- 1 計画目標
- 市内各所から市中心部へのアクセスを効率 的・効果的に確保する
- 地区内における生活・移動をより便利に
- 地区間や市内外への移動の利便性を維持・ 向上する
- 年齢やライフステージ、身体状況等によら ず、市民が必要な移動ができるようにする
- 5 誰もが安心・快適に移動できるようにする
- 交通サービスを将来にわたり提供できるよ 6 うにする
- ●2 計画目標ごとの評価指標・目標達成の 方向性

施策・事業

- 1 施策展開の基本的な考え方
- 2 施策一覧

● 3 事業一覧

- 4 施策展開図
- 5 階層による施策・事業の整理
- 6 事業内容

推進体制・評価方法

- 1 計画の推進体制
 2 PDCAサイクルによる評価・検証
 3 評価指標・数値目標

論

l 地域公共交通計画の意義

(1) 策定の背景

人口減少の本格化に伴い、公共交通の維持・確保が厳しくなる中、高齢者等の移動手段の確保が 課題となっています。そこで、地方公共団体が交通事業者等と協議しながら、公共交通の改善等に 資する取組を推進するため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(以下「活性化再生法」 といいます。)が改正され、原則として全ての地方公共団体で地域公共交通計画を策定することが 努力義務とされました。

詳細

地域公共交通とは、活性化再生法第2条第1号において「地域住民の日常生活若しくは 社会生活における移動又は観光旅客その他の 当該地域を来訪する者の移動のための交通手 段として利用される公共交通機関」と定義されています。

現在、多くの地域で人口減少の本格化に伴い、バスを始めとする公共交通サービスの需要の縮小や経営の悪化、運転者不足の深刻化などにより地域の公共交通の維持・確保が厳しくなっています。

他方、高齢者の運転免許の返納が年々増加 しているため、受け皿としての移動手段を確 保することがますます重要な課題になってい ます。このような状況を踏まえ、原則として 全ての地方公共団体において、地域公共交通に関するマスタープランとなる計画(地域公共交通計画)を策定した上で、交通事業者を始めとする地域の関係者と協議しながら、公共交通の改善や移動手段の確保に取り組む仕組みを拡充するとともに、特に過疎地などでは、地域の輸送資源を総動員して移動ニーズに対応する取組を促すため、持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律が、令和2年11月27日に施行されました(参照:国土交通省ホームページ「公共交通政策:地域公共交通の活性化及び再生に関する法律について」)。



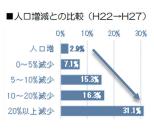
合バス事業の

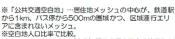
の収支は

赤字

構







" (出典) 国土交通省総合政策局資料







国土交通省総合政策局作成

■有効求人倍率(常用パート含む)の推移



自動車運転事業の人手不足

出典:国土交通省「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き 第3版(令和4年3月)」より「地方の移動手段をめぐる現状」

(2) 計画の意義

地域公共交通計画とは、「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにするマスタープラン(ビジョンと事業体系を記載するもの)としての役割を果たすものです。

詳細

地域の移動手段を確保するためには、住民の移動ニーズにきめ細かく対応できる地方公共団体が中心となり、交通事業者や住民などの地域の関係者と協議しながら、マスタープランとなる地域公共交通計画を作成することが必要となります。

地方公共団体は、国が定める地域公共交通 の活性化及び再生の推進に関する基本方針に 基づき、地域公共交通計画(以下「計画」と いいます。)を作成します。この計画において は、従来のバスやタクシーといった既存の公 共交通サービスを最大限に活用した上で、必 要に応じて自家用有償旅客運送やスクールバ ス、福祉輸送などの既存の民間事業者による 送迎サービス、物流サービス等の地域の多様 な輸送資源についても最大限に活用する取組 を盛り込むことで、持続可能な地域旅客運送 サービスの提供を確保することが求められて います。その際は、キャッシュレス化、Wi-Fi の整備といった技術やMaaSやAIによる配 車、自動運転などの技術も最大限に活用して 生産性を向上しつつ、使いやすいサービスを 目指すことが必要です(参照:国土交通省「地 域公共交通計画等の作成と運用の手引き 第 3版(令和4年3月)」)。

地域公共交通計画の記載事項(活性化再生法第5条第2項)

- (1) 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
- (2) 地域公共交通計画の区域
- (3) 地域公共交通計画の目標(地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額)
- (4) 前号の目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項
- (5) 地域公共交通計画の達成状況の評価に関する事項
- (6) 計画期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、地域公共交通計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項



出典:国土交通省「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き 第3版(令和4年3月)」より「地域旅客運送サービスのイメージ」

論

2 府中市地域公共交通計画の概要

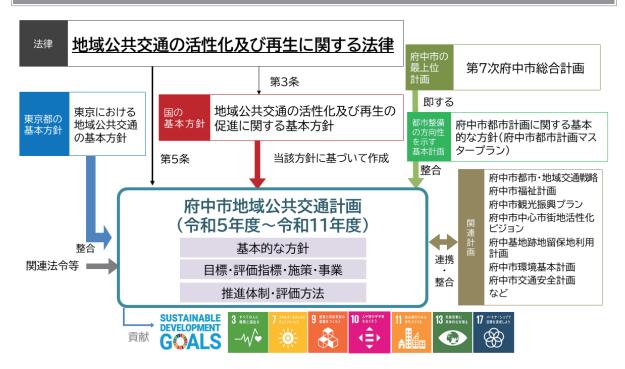
(1) 本計画の目的

府中市地域公共交通計画(以下「本計画」といいます。)の目的は、地域、交通事業者、行政などが一体となり、本市の地域公共交通のあるべき姿を示す、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針(以下「基本的な方針」といいます。)の決定と、その達成のための目標などについて定めることです。

(2) 本計画の位置付け

本計画は、国の定める地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針に基づいて作成するほか、本市の上位計画である第7次府中市総合計画や府中市都市計画に関する基本的な方針(以下「府中市都市計画マスタープラン」といいます。)の施策等に位置付けられています。また、東京都が作成した東京における地域公共交通の基本方針との整合や関連計画との連携も必要となります。

地域公共交通計画の位置付け



<コンパクトシティ・プラス・ネットワーク>

近年、全国的に急激な人口減少と少子高齢化が進行しており、低密度に拡散した市街地においては、住民の生活を支える医療・福祉・商業等の生活サービスの提供が、将来的に困難になりかねない状況にあり、持続可能な都市経営を実現することが大きな課題となっています。

こうした状況の中、医療・福祉・商業等の各種施設や住居等がまとまって立地し、高齢者を始めとする 住民が公共交通により、これらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全 体の構造を見直す「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考えが重要となっています。

このようなことから、地域公共交通計画の作成に当たっては、都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携を図ることが求められています。

(3) 本計画の対象

本計画は、原則として、鉄道、バス、タクシー等の公共交通を対象とします。ただし、福祉輸送や施設送迎バス、シェアサイクル等の多様な輸送資源についても必要に応じて検討の対象とします。







路線バス (小田急バス(株) 提供)



タクシー (府中観光交通㈱ 提供)

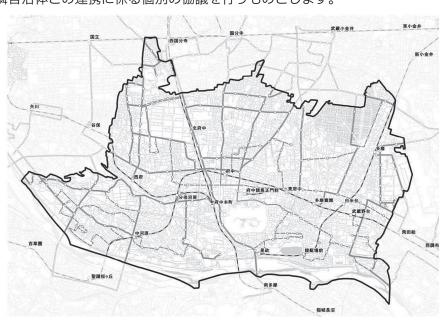
(4) 本計画の期間

本計画の期間は、第7次府中市総合計画の計画期間を踏まえ、令和5(2023)年度から令和11(2029)年度までの7年間とします。ただし、基本的な方針は、中長期的な観点から、現在の府中市都市計画マスタープランの計画期間である令和23(2041)年度までを見据えた方針とします。なお、社会情勢の変化や法制度の変更など、計画期間を修正する必要が生じた場合は、適宜見直しを検討します。

	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	 R 23
府中市地域 公共交通計画		計画! 基本的な!									
第7次府中市 総合計画									\rightarrow		
府中市都市計画 マスタープラン											

(5) 本計画の区域

本計画の対象となる区域は、府中市の全域とします。ただし、他市の地域において施策を進める場合は、近隣自治体との連携に係る個別の協議を行うものとします。



3 府中市地域公共交通計画の全体像

本計画では、第2章から第4章までにおいて、上位計画における都市像等と本市の地域公共交通の現状を比較し、現状の問題点から課題を設定します。その上で、第5章において、本市の地域公共交通のあるべき姿である基本的な方針を決定しています。さらに、第6章から第8章までにおいて、基本的な方針の実現に向けた課題解決のための目標とその評価指標、目標達成のための施策、事業、推進体制等を示しています。

本計画の構成

